

記者提供資料  
令和2年3月19日(木)  
危機管理課(担当:西垣)  
電話559-5057(直通)内線2320

## 新型コロナウイルス感染症への対応について(第15報)

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおり決定しましたので報告します。

### 1. 決定事項

- (1) 放課後児童クラブの春休みの運営及び3月分の育成料の取り扱いについて  
**別紙1**のとおり (子ども・未来部子ども未来室健やか育成課)

## 別紙 1

### 放課後児童クラブの春休みの運営及び3月分の育成料の取り扱いについて

#### 1 放課後児童クラブの春休み(3月26日～4月6日)の運営について

- ・受入対象児童は1年生から6年生とし、児童クラブ施設での保育を行います。  
受入時間：8時30分～17時（延長は19時）
- ・おやつについては、4月1日から通常どおり児童クラブで提供します。

(その他)

- ・3月24日・25日は学校の卒業式・修了式の日であるため、児童クラブ施設で保育を行います。  
なお、3月24日・25日は学校の教室等を活用した預かり期間中であるため、受入対象は1年生から3年生、及び特別支援学級の児童とします。  
受入時間：24日(卒業式) 8時30分～17時（延長は19時）  
25日(修了式) 修了式終了後～17時（延長は19時）

※3月24日以降、児童クラブ未設置校(志手原小、小野小、藍小、本庄小)の児童については、タクシー送迎を再開し、所属児童クラブでの保育を行います。

※児童クラブ施設で保育を行う際には、手洗い、手指消毒、咳エチケット等を徹底します。また、小まめに換気を行うとともに、児童クラブ施設内での集団生活が長時間に及ばないよう、運動場や学校体育館、図書室等も活用します。

#### 2 放課後児童クラブ利用に係る3月分の育成料(利用者負担金)の取り扱いについて

3月については感染拡大防止のため、できるだけ家庭での保育をお願いしている状況であることから、児童クラブの利用実態については、家庭によって様々な状況となっています。

そのため、3月分の育成料を一律に徴収することは課題があるため、児童の利用実態やクラブの運営状況等を踏まえ、育成料の額を決定する必要があります。

よって、3月分の育成料については、引き落とし期日を1か月延期し、4月末に4月分とあわせて徴収することとします。

(参考) 育成料に係る基本的事項

- ・児童1人につき月額8,000円（延長利用の場合は2,500円を加算）
- ・原則口座振替により毎月月末までに納付

子ども・未来部子ども未来室  
健やか育成課（寛長）  
直通：079-559-5046 内線：2620